

## 【表1】労働不能程度区分

① 死亡	労働災害のため死亡したことです。即死の場合だけではなく、負傷又は業務上の疾病が直接の原因で死亡したものも含みます。
② 永久全労働不能	労働災害の結果、労働基準法施行規則に規定された <b>身体障害等級表</b> （下の表2参照。以下同じ）の第1級～第3級に該当する障害を残すもの
③ 永久一部労働不能	労働災害の結果、 <b>身体障害等級表の第4級～第14級</b> に該当する障害を残すもので、次のa、bに該当するものをいいます。 a 身体の一部を完全にそぞ失したもの b 身体の一部の機能を永久に廃したもの
④～⑥ 一時労働不能	労働災害の結果、災害発生の翌日以降、少なくとも1日以上は負傷のため労働できないが、ある期間を経過すると、身体の一部または身体の一部の機能をそぞ失せずに治ゆして、 <b>身体障害等級表の第1級～第14級</b> に該当する障害を残さないものをいいます。

厚生労働省

## 【表2】身体障害等級表

第1級	第7級	第11級
1 両眼が失明したもの	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
2 そしゃく及び言語の機能を廃したもの	2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	2の2 一耳の聴力を全く失し、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	3 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	3の2 10齒以上に対し歯科補てつを加えたもの
5 削除	4 削除	3の3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
6 両上肢をひじ関節以上で失ったもの	5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	4 一耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
7 両上肢の用を全廃したもの	6 せき柱に変形を残すもの	5 せき柱に変形を残すもの
8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの	7 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失ったもの	6 一手の示指、中指又は環指を失ったもの
9 両下肢の用を全廃したもの	8 削除	7 削除
第2級	9 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	8 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの
1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの	10 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	9 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
2 両眼の視力が0.02以下になったもの	11 両足の足指の全部の用を廃したもの	第12級
2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	12 外貌に著しい醜状を残すもの	1 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	13 兩側のこううを失ったもの	2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
3 両上肢を手関節以上で失ったもの	14 削除	3 7齒以上に対し歯科補てつを加えたもの
4 両下肢を足関節以上で失ったもの	15 両足の足指の全部を失ったもの	4 一耳の耳かくの大部を欠損したもの
第3級	16 上肢に偽関節を残すもの	5 鎮骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの
1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	17 両足に偽関節を残すもの	6 上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
2 そしゃく又は言語の機能を廃したもの	18 一足の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したものの	7 下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	19 下肢を5センチメートル以上短縮したもの	8 長管骨に変形を残すもの
4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	20 上肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの	8の2 一手の小指を失ったもの
5 両手の手指の全部を失ったもの	21 下肢を1センチメートル以上短縮したもの	9 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの
第4級	22 一足の足指を失ったもの	10 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの
1 両眼の視力が0.06以下になったもの	23 下肢を半盲症、視野狭く又は視野変状を残すもの	第13級
2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの	24 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	1 一眼の視力が0.6以下になったもの
3 両耳の聴力を全く失ったもの	25 正面視以外で複視を残すもの	2 一眼の視力が0.6以下になったもの
4 一上肢をひじ関節以上で失ったもの	26 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	2 両眼に半盲症、視野狭く又は視野変状を残すもの
5 一下肢をひざ関節以上で失ったもの	27 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの	2の2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
6 両手の手指の全部の用を廃したもの	28 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	3 正面視以外で複視を残すもの
7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	29 一耳の聴力を耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	3の2 両眼に著しい運動障害を残すもの
第5級	30 一耳の聴力を全く失ったもの	3の3 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	31 両耳の聴力を全く失ったもの	4 一手の小指の用を廃したものの
1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	32 一耳の聴力を耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	5 一手の母指の指骨の一部を失ったもの
1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	33 両耳の聴力を全く失ったもの	6 削除
2 一上肢を手関節以上で失ったもの	34 生殖器に著しい障害を残すもの	7 削除
3 一下肢を足関節以上で失ったもの	35 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	8 一下肢を1センチメートル以上短縮したもの
4 一上肢の用を全廃したもの	36 3上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	9 一足の第三の足指以下の二つは二の足指を失ったもの
5 一下肢の用を全廃したもの	37 4下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	10 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したものの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したものの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したものの
6 両足の足指の全部を失ったもの	38 5削除	第14級
第6級	39 1の2 正面視で複視を残すもの	1 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつけはげを残すもの
1 両眼の視力が0.1以下になったもの	40 2の2 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの	2 3齒以上に対し歯科補てつを加えたもの
2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの	41 3の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	2の2 一耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
3 両耳の聴力を耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	42 4の2 14齒以上に対し歯科補てつを加えたもの	3 1上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
3の2 一耳の聴力を全く失し、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	43 5の2 3の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	4 4下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
4 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの	44 6の2 1の2 正面視で複視を残すもの	5 削除
5 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの	45 7の2 1の2 正面視で複視を残すもの	6 1の2 正面視で複視を残すもの
6 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの	46 8の2 1の2 正面視で複視を残すもの	7 1の2 正面視で複視を残すもの
7 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの	47 9の2 1の2 正面視で複視を残すもの	8 1の2 正面視で複視を残すもの



# 令和5年労働災害動向調査 (総合工事業調査)

## 調査票記入要領

必ずお読み下さい

○この調査は、労働災害（業務上災害）の発生状況を調べ、労働災害を防止するための資料とする目的としています。ご回答いただいた内容は、統計調査以外の目的に使用することはありませんので、本誌中面の記入要領をご参照のうえ、事実をありのままご回答ください。

○「総合工事業調査」は、総合工事業の工事現場で発生した労働災害を調査するため、年1回実施しています。※令和4年調査までは上半期と下半期の年2回、対象を上半期と下半期の労働災害の発生状況に分けて実施していましたが、令和5年調査より1～12月分の労働災害の発生状況を対象に、年1回実施することといたしました。

○本調査はインターネットからオンライン回答を行うことができます。作業が簡素化されますので是非ご利用ください。オンライン回答は、「政府統計オンライン調査総合窓口」(<https://www.e-survey.go.jp>)からご利用いただけます。右記のQRコードからもアクセスすることができますので、ご利用ください。

調査対象期間・・・令和5年1月～12月  
提出期日・・・令和6年1月20日



政府統計オンライン調査総合窓口のQRコードはこちら→

### 回答を作成する前に

- 1) 今回の調査対象工事現場は、調査票の中央上部に記載の「調査対象工事現場の労働保険番号」を付与された工事現場のみです。
- 2) この調査でいう「労働災害」とは、調査対象工事現場で働く労働者の業務遂行中に、業務に起因して発生した（従事している仕事や付随行為が原因となった）負傷、疾病および死亡をいいます。ただし、業務上の疾病であっても、遅発性のもの（例えはじん肺、鉛中毒症、振動障害など相当期間経過後に発症するもの）、食中毒および感染症（コロナウイルス感染症2019を含む）は除きます。また、通勤途上の負傷、疾病（いわゆる通勤災害）も労働災害から除きます。
- 3) 労働災害の内容については、労働基準監督署に提出している「療養補償給付請求書」の控えや、「労働者死傷病報告」の控えなどによっても確認することができます。できるだけこれらの資料を確認の上でご回答をお願いします。
- 4) 労働災害が発生していない場合もご回答をお願いします。その場合、調査票の「5. 労働災害の発生状況」は各項目の合計欄を「0」としていただくのみで差し支えありません。

### オンライン回答について

- 1) 本紙中面の記入要領および同封の「オンライン調査システム利用ガイド」をご参考のうえご回答ください。
- 2) 工事中断等により実労働日数及び実労働時間数が「0」となる場合は、オンライン回答をご利用頂けないため同封の調査票（紙）によりご回答ください。
- 3) オンラインにてご回答いただく場合、同封の調査票（紙）の返送は不要です。

### 調査票（紙）の記入と郵送について

- 1) 調査票へのご記入は黒のボールペンまたは黒インクをご使用ください（鉛筆、消せるボールペン不可）。
- 2) 記入した数値などを訂正する場合には、黒の二重線で消した上で、その近くに正しい数値などを記入してください。訂正印は必要ありません。数字は算用数字を使用し、単位や位（くらい）にズレや間違がないよう記入してください。
- 3) 調査票各欄のご記入後は、記載の誤り及び記入漏れの有無をご確認の上、同封の返信用封筒によりご返送ください。

【お問い合わせ先】調査票のご記入に当たって不明な点などは、下記にお問い合わせください。

厚生労働省労働災害動向調査事務局 電話番号:0120-437-269

受付時間:9:00～17:00(土・日・祝日、12/29～1/3を除く、令和6年2月29日まで)

備考  
1 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定する。  
2 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものという。  
3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中指指節間関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。  
4 足指を失ったものは、その全部を失ったものという。  
5 足指の用を廃したものは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指指節間関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

# 労働災害動向調査 総合工事業調査

## 1. 工事の請負金額

調査対象工事の請負金額について、1~3のうち該当する区分を○で囲んでください。

請負金額は、労災保険の概算保険料の計算に使用するものとしてください。

## 2. 調査期間中の工事日数

### 【工事期間】

工事が令和5年1月以前から引き続き行われている場合は「1月1日」から、令和6年1月以降も行われている場合は「12月31日」までと記載してください。

(給与計算等との都合上、調査期間直前の最終給与締切日の翌日から当該調査期間の最終給与締切日までの1年間を調査対象期間とし、当該給与締切日をご記入いただいても差し支えありません)

令和5年12月以前に**工事が完了した場合**は、調査票の余白に例にならって工事完了月を記入ください。オンライン回答の場合は備考欄にご入力ください。(例:令和5年9月 工事完了)

### 【工事日数】

調査期間中、**実際に工事を行った日数**を記入してください(休日など工事を行わなかった日を除きます)。

\*工事中断、準備中等で、工事を行わず、書類作成等の事務処理のみ行った場合は、工事日数に含めないでください。

こちらに記載された労働保険番号  
の工事現場が調査対象です

忘れずにご記入下さい

### 【記入担当者】

回答内容につき確認のためご連絡する場合がありますので、実際に調査票に記入された方をご記入ください。

## 3. 調査期間中の貴工事現場の全労働者の 「延べ実労働日数」および「延べ実労働時間数」

### 【全労働者】

調査対象の工事現場で働く全ての労働者をいい、調査期間中に1日でも働いた方が対象となります(直用、下請、臨時、日雇その他名称の如何を問いません)。

### 【延べ実労働日数】

調査期間中に工事に従事した**全労働者の労働日数の合計**をご記入ください

\*出面表の労働者数を足し上げる等により算出されます

\*交代制などにより、1人が1日2回出勤した場合は2日とせず、1日としてください。

### 【延べ実労働時間数】

調査期間中に工事に従事した**全労働者の労働時間数の合計**をご記入ください。

\*早出、残業等の時間外労働時間や休日労働時間を含みますが、休暇を取得した日や休憩の時間は、実際には労働していないため実労働時間から除きます。

\*坑内労働従事者の休憩時間や、監視または断続的業務に従事する方の手待時間は実労働時間に含めてください。

\*全労働者の労働時間を合算して、1時間未満の端数が出た場合は切り捨ててください。

\*事情により、正確な労働時間の算出が難しい場合は、概算でご記入をお願いします。

## 4. 労働災害の発生状況

**調査期間(令和5年1月～12月)**に発生した労働災害による死傷者の人数および延べ休業日数をご記入ください。

\*調査期間前に発生した労働災害が原因で、調査期間中に労働不能であった方や休業した方は対象外です。

\*労働不能程度の区分や休業日数が12月末までに確定しない場合は、1月14日時点で確定したものをご記入ください。

1月14日時点でも確定していない場合は、医師等の所見を参考にして見込みでご記入ください。

\*調査期間中に同一の方が2回被災した場合、死傷者数は1人ではなく、2人と計上してください。

\*労働災害の発生が無くても、調査票の記入をお願いします。その場合、「4.労働災害の発生状況」は、各項目の合計欄に「0」を記入してください。

### (1) 労働不能程度別数

労働不能程度<sup>①</sup>別に、①～③には「死傷者数」、④～⑥には「負傷者数」及び「延べ休業日数」、⑦に各行の合計をご記入ください。

\*1 P4の【表1】をご参照ください。

#### 【死傷者数について】

②③の身体障害等級<sup>②</sup>に該当する障害を残した負傷者については、休業しなかった方も含めます。

\*2 P4の【表2】をご参照ください。

④～⑥の一時労働不能については、1日以上休業した方で、①～③に該当しない方をご記入ください。

#### 【延べ休業日数について】

**所定休日も含めた暦日数**をご記入ください。また、被災当日は含めず、1日未満の休業は切り捨ててください。

### 調査対象の工事現場について

\*労働保険番号と工事現場は、保険関係成立届等でご確認ください。  
管轄の都道府県労働局が不明の場合は、調査担当までお問合せください。  
※同一事業所に複数枚調査依頼をさせていただくことがあります  
が、労働保険番号が重複することはございません。  
※該当の労働保険番号を取り消し等行っている場合、その旨を  
調査票の余白に記載し、ご返送ください。

### (2) 身体障害等級別数

「4(1)③永久一部労働不能」について、身体障害等級<sup>②</sup>別の負傷者数(内訳)をご記入ください。\*2 P4の【表2】をご参照ください。

「合計」欄の数は、「4(1)③永久一部労働不能」の死傷者数と同数となります。

### (3) 不休災害被災労働者数

#### 【不休災害被災労働者数】

業務遂行中に業務に起因して受けた負傷または疾病によって、医療機関(事業所内の診療所も含みます)で医師の手当てを受けたもので、**被災日の翌日以降1日も休業しなかった方**(被災日の翌日以降の休業が1日未満のものを含む)の人数をご記入ください。

#### 【うち永久一部労働不能負傷者数】

「4(1)③永久一部労働不能」に記入した負傷者数のうち、不休災害の方の数を記入してください。

記入漏れはございませんか? 調査票が複数枚ある場合は、返信用封筒1枚にまとめて封入いただいて結構です。

調査にご協力いただき、ありがとうございました。